

宗谷総合振興局管内沿岸漁業改善資金運営協議会規約

(設置目的)

第1条 この協議会は、宗谷総合振興局管内（ただし、幌延町を除く。）における沿岸漁業改善資金の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成員)

第2条 この協議会は、次の職にあるものをもって構成するものとし、構成員は宗谷総合振興局長が依頼するものとする。

- 1 宗谷総合振興局水産課長
- 2 宗谷地区水産技術普及指導所長
- 3 北海道漁業協同組合連合会稚内支店長
- 4 北海道信用漁業協同組合連合会稚内支店長

(座長)

第3条 協議会に、座長を置くものとし、座長は宗谷総合振興局水産課長が務めるものとする。

(招集)

第4条 協議会は、座長が構成員を招集し、開催する。ただし、座長が、協議会の運営上必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を依頼し、参画させることができるものとする。特に次に掲げる運営に係る協議に当たっては、関係者との連携に配慮するものとする。

- 1 生活改善資金にあつては、男女平等参画等の指導を担う職員
- 2 新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖漁業推進資金にあつては、地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部水産試験場又はさけます・内水面水産試験場の関係部長
- 3 経営等開始資金にあつては、関係市町村水産主務課長
- 4 申請者が認定中小企業者の場合は、宗谷総合振興局関係課長

(協議事項)

第5条 この協議会は、次の事項について協議するものとする。ただし、協議事項が次の1の場合であつて、かつ、定型的な貸付けである場合にあつては、協議会の開催に代えて、座長は、貸付けの適否に関する自らの意見を構成員に送付し、これに対する意見を求めることができるものとする。なお、この方法による場合、事務局は、構成員からの意見を第6条に定める意見集として構成員に送付、又は次回の協議会において報告するものとする。

- 1 沿岸漁業改善資金の貸付申請についての貸付けの適否に関する沿岸漁業の振興上の見地等からの意見
- 2 その他沿岸漁業改善資金制度の運営に関する事項

(意見書の提出)

第6条 座長は、第5条による協議事項の結果を取りまとめの上、宗谷総合振興局長に提出するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、宗谷総合振興局水産課に置く。

付則 昭和54年12月24日施行

一部改正	平成16年9月	7日	宗水産第10054号
一部改正	平成18年6月	1日	宗水産第551号
一部改正	平成20年5月30日		宗水産第495号
一部改正	平成22年5月	7日	宗水産第616号
一部改正	平成27年4月	2日	宗水産第25号
一部改正	平成28年4月13日		宗水産第129号